

供託書
(雑)



字加入	字削除	頁 /
法令条項	民法第494条	平成21年度金第 458号
供託の原因たる事実	<p>被供託者より供託者に対して下記のとおり、7月定例会用務のため発生した9日間の費用弁償として下記金額が口座に振り込まれた。しかし、供託者としては不当利得であり、受け取ることはできないので被供託者に対して9月9日に提供し、受領を拒否されたので、供託し、</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>平成21年8月17日 7月定例会(9日間) 45,000円 (7月、8、9、10、11、14、15、16、17日)</p>	
1. 供託により消滅すべき質権又は抵当権		
2. 反対給付の内容		
備考		

申請年月日	平成 21 年 9 月 9 日
供託所の表示	高知地方法務局

供託者の住所氏名	780-0806 高知市知寄町2丁目4-10-404
	坂本 茂雄

被供託者の住所氏名	780-8570 高知市丸の内1丁目2番20号
	高知県

供託金額	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
	¥ 45 000

上記供託を受理する。
供託金の受領を証する。

平成 21 年 9 月 9 日

高知地方法務局

供託官 坂 東 正

